

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人学習院桜友会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都豊島区目白一丁目5番1号学習院内に置く。

(支部)

第3条 本会は、必要な地に支部を置くことができる。

(部会・団体)

第4条 本会は、学校法人学習院が設置する学校又は学部を基礎とした部会を置くことができる。また、本会の目的を達成するため、必要に応じて団体を置くことができる。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する方法による。

第2章 目的及び事業

(目的)

第6条 本会は、学習院の優れた伝統を尊重し、母校の発展のため、積極的な後援を行うとともに、会員の互助親睦を図り、もって学習院教育の進展及び社会公共に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校法人学習院及び学校法人学習院教職員、学生に対する後援協力
- (2) 会員の互助活動及び親睦のための各種の集会
- (3) 会報、名簿その他の印刷物の発行
- (4) 社会奉仕、厚生活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第7条 本会は、前条の事業運営のために事務局を置く。

第3章 会員及び客員

(会員)

第8条 本会の会員は、普通会員、学生会員、正会員及び特別会員とする。

2. 普通会員は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 学習院大学、学習院女子大学又は学習院女子短期大学を卒業した者
 - (2) 学校法人学習院が設置する各学校のうち、学習院大学大学院、学習院大学専門職大学院又は学習院女子大学大学院のみに在籍した者（在籍している者を含む）
 - (3) 学校法人学習院の設置以前の学習院又は女子学習院の出身者（女子教養学園出身者を含む）
 - (4) 学校法人学習院が設置する第（1）号及び第（2）号以外の各学校のいずれかを卒業した者（ただし、その同級学生が学習院大学又は学習院女子大学を卒業したときに普通会員となる）
 - (5) 学校法人学習院が設置する各学校のうち最初に入学した学校を退学した者（前各号に該当する者を除く）で、その同級学生が学習院大学又は学習院女子大学を卒業するとき以降、申し出により理事会の承認を得た者
3. 学生会員は、次に該当する者とし（ただし、次項の規定により正会員に該当する者を除く）、正会員と同等レベルの各種サービスを受けられるものとする。

学校法人学習院が設置する幼稚園、初等科、中等科、女子中等科、高等科、女子高等科、学習院大学、学習院女子大学のいずれかの学校に在籍している者または在籍した者で、規定の基本会費を納入した者
4. 正会員は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 普通会員のうち規定の基本会費を納入した者
 - (2) 学生会員として学習院大学又は学習院女子大学を卒業した者
 - (3) 学生会員として学校法人学習院が設置する幼稚園、初等科、中等科、女子中等科、高等科、女子高等科のいずれかを卒業した者（前号に該当する者を除く）（ただし、その同級学生が学習院大学又は学習院女子大学を卒業したときに正会員となる）
 - (4) 学校法人学習院が設置する各学校で学生会員の資格を得た後その学校を退学した者（前各号に該当する者を除く）で、その同級学生が学習院大学又は学習院女子大学を卒業するとき以降、申し出により理事会の承認を得た者。
5. 特別会員は、理事会が特別会員として承認した者とする。

（客員）

第9条 学校法人学習院の教職員、かつて教職員であった者、その他学校法人学習院に縁故のある者及び本会に特に協力した者を、別に定める基準に基づき本会の客員とする。

（会員及び客員資格の喪失）

第10条 会員及び客員は、理事会に対する通知をもって、本会から退会することができる。

2. 会員及び客員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
 - (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
 - (3) 除名されたとき
3. 本会の会員又は客員で次の各号のいずれかに該当する者は、出席正会員の5分の4以上による会員総会の決議によりこれを除名する。
- (1) 本会の定款又は各種規則に違反した者
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をした者

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。
ただし、既に発効した未履行の義務は、これを免れることができない。
2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 会費

(基本会費)

- 第12条 会員は、基本会費を納入しなければならない。ただし、特別会員はこの限りではない。
2. 基本会費は、終身会費とする。
3. 基本会費の額は、別途定める。

(会費の徴収)

- 第13条 本会は、基本会費の徴収を学校法人学習院に委託する。
2. 基本会費の徴収方法は、別途定める。
3. 第1項の定めにかかわらず、第8条2項第2号から第5号までに定める者に対する基本会費の徴収は、本会がこれを行う。

第5章 社員、役員及び職員

(社員)

- 第14条 社員は、会員総会において正会員の中から選出する。
2. 社員は、200名以内とする。
3. 社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」）上の社員とする。
4. 社員の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。補欠又は増員により選任された社員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、任期が満了した後も、その

後任が選任されない場合は、後任者が選任されるまでは社員としての資格を有する。

5. 本会の社員は、以下の場合に社員たる資格を喪失する。
 - (1) 本定款の定めるところにより、正会員たる資格を喪失したとき
 - (2) 前項に従い、任期が満了したとき。
 - (3) 会員総会において出席正会員の5分の4以上による不信任の決議があったとき
 - (4) 総社員の同意
 - (5) 除名
6. 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の決議によって行う。社員を除名する場合は、当該社員に対し、除名の決議を行う社員総会の7日前までに通知すると共に、同社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員)

第15条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事50名以内
 - (2) 監事5名以内
2. 役員は、正会員から選出する。
 3. 監事は、本会の理事又は職員を兼ねてはならない。
 4. 本会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(理事)

- 第16条 理事は、社員総会においてこれを選出する。
2. 理事は、理事会を構成し、理事会を通じて、本会の業務執行に関する意思決定をし、理事による業務執行を監督する。
 3. 理事の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
 4. 理事の解任は、社員総会において出席した社員の議決権の5分の4以上の決議によって行う。

(役付理事)

第17条 本会は、理事会の決議により、次の役付理事を選任する。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：若干名

(3) 常務理事：若干名

2. 理事会の決議により、役付理事を代表理事とすることができる。

(会長)

第18条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

2. 会長の選任に当たり、理事会は、社員総会の推薦を受けなければならない。

(副会長)

第19条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序に従ってその職務を代行する。

(常務理事)

第20条 常務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会の決議に基づく日常の会務を分掌し、その担当部門を掌理する。

2. 常務理事のうち1名は、事務局長を兼務する。

(監事)

第21条 本会には監事を置く。

2. 監事は、社員総会においてこれを選出する。

3. 監事は、本会の会計及び理事による職務の執行を監査する。

3. 監事の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4. 監事の解任は、社員総会において出席した社員の議決権の5分の4以上の決議によって行う。

(名誉会長)

第22条 本会に、名誉会長を置くことができる。

2. 名誉会長は、社員総会において推薦し、理事会でこれを承認する。

(顧問)

第23条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

3. 顧問は、本会の運営につき会長の相談に応じる。

(参与)

第24条 本会に、参与を置くことができる。

2. 参与は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
3. 参与は、本会の運営につき、理事会の承認を経て、会議等に出席することができる。

(社員・役員候補者推薦委員)

第25条 本会に、社員・役員候補者推薦委員15名以内を置く。

2. 社員・役員候補者推薦委員の任期、選任方法その他の詳細は、別途本会の規則によって定める。

(事務局長)

第26条 事務局長は、事務局を掌理し、事務局の円滑な運営をはかる。

(職員)

第27条 本会に、職員若干名を置く。

2. 職員は、会長が任免する。
3. 職員は、事務局長の指示に基づき、本会の事務を処理する。
4. 職員は、有給とすることができる。

第6章 会議及び委員会

(会員総会)

第28条 会員総会は、正会員をもって構成される。正会員は、各1個の議決権を有する。

2. 本会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に会長の招集により、定時会員総会を開催する。
3. 理事会が必要と認めたとき、若しくは正会員の20分の1以上から会員総会に付議すべき事項を示して請求されたときは、臨時会員総会を招集しなければならない。
4. 会員総会の議長は、原則として会長とする。
5. 会員総会は、本定款に定める事項のほか、本会の目的の範囲内にある如何なる事項についても審議し、理事会に勧告することができる。
6. 会員総会の決議は、本定款に別段の定めがない限り、出席正会員の過半数をもって行う。
7. 正会員は、代理人により議決権を行使することができる。ただし、代理人となる者は、議決権を有する本会の正会員又は本会の役員に限るものとする。

(社員総会)

第29条 社員総会は、社員をもって構成される。当該社員総会の決議が行われる時点において、社員資格を有する社員は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、各

- 1 個の議決権を有する。
2. 定時社員総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
3. 総社員の議決権の 5 分の 1 以上から社員総会に付議すべき事項を示して請求されたとき、会長は、社員総会を招集しなければならない。
4. 社員総会の議長は、会議の都度、出席者の互選で定める。
5. 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
6. 社員は、代理人により議決権を行使することができる。ただし、代理人となる者は、議決権を有する本会の社員又は本会の役員に限るものとする。

(社員総会の権限)

第 30 条 社員総会は、法令及び本定款に他に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 借入金についての承認
- (2) 理事会の決議により社員総会に付議された事項

(理事会)

第 31 条 本会には、理事会を置く。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 理事会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、理事 10 名以上から請求された場合、会長は理事会を招集しなければならない。
4. 理事会を招集する場合は、開催の日の 3 日前までに全理事及び監事に通知を発送しなければならない。ただし、全理事及び監事の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。
5. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長を務めることができない場合は、理事会で定めた順により、他の理事がこれに当たる。
6. 理事会の決議は、本定款に別段の定めがない限り、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。決議の対象たる事項について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(理事会の決議事項)

第 32 条 理事会は、法令及び本定款において他に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 理事会として社員総会に付議する事項
- (2) 学校法人学習院評議員の推薦に関する事項
- (3) 会員総会提出事案についての承認

2. 理事会は、本定款において理事会が決すべきとされている事項及び法令において理事に委任することができないとされている事項については、自ら決しなければならない。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、当該提案について、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2. 出席した会長及び監事は、署名又は記名押印しなければならない。
3. 会長が欠席した場合は、出席した理事及び監事が署名又は記名押印するものとする。

(社員・役員候補者推薦委員会)

第35条 社員・役員候補者推薦委員会は、社員・役員候補者推薦委員をもって構成する。

2. 社員・役員候補者推薦委員は、互選により委員長1名を定める。
3. 社員・役員候補者推薦委員会は、委員長が適時これを招集する。
4. 社員・役員候補者推薦委員会は、常に公平中庸な立場を堅持して、正会員の中から役員候補者及び社員候補者を推薦するように努めなければならない。

(委員会)

第36条 本会は、理事会の決議により、必要に応じて委員会を設置し、または解散することができる。

2. 委員会の委員は、理事会によってこれを選任する。

第7章 基金

(基金の募集)

第37条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 基金の募集、割当及び払込み等の手続きについては、理事会が決定する。

(基金の返還および拋出者の権利)

第38条 基金の返還手続きは、定時社員総会において、返還すべき基金の総額についての決議を経た後、理事会の決定したところに従って返還する。

2. 本会の基金は、本会が解散する時までは返還しない。

3. 基金の返還に係る債権には利息を付さない。
4. 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。
5. 基金の拠出者は、本会の運営につき議決権その他の権限を有するものではない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財産の管理)

第40条 本会の財産の管理は、理事会がその責を負う。

(事業計画および収支予算)

第41条 本会の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が事業計画書および収支予算書を作成し、理事会の議決を経て、当該事業年度に行われる定時社員総会及び会員総会に報告する。

2. やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入および支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第42条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が法令に規定する事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 本会の剰余金は、次年度へ繰り越し、一切分配しない。

第9章 本定款の改正及び解散

(定款変更)

第44条 本定款の変更は、会員総会において出席者の3分の2以上の決議を得た上で、社員総会において総社員の3分の2以上の決議によって行う。

2. 前項の決議を行うための会員総会及び社員総会は、開催日の2週間以上前に、会長の適当と認める方法をもって改正内容を告知し、招集しなければならない。

(解散)

第45条 本会は、一般社団法人・財団法に定める事由のほか、会員総会の出席者の3分

の2以上の決議を得た上で、社員総会において総社員の3分の2以上の決議によって解散する。

2. 前項の決議を行うための会員総会及び社員総会は、開催日の2週間以上前に、会長の適当と認める方法をもって改正内容を告知し、招集しなければならない。

(残余財産の処分)

第46条 本会が解散により清算する残余財産は、学校法人学習院に贈与する。

第10章 雑則

(雑則)

第47条 本定款に定めのない事項は、法令によるものとする。

第11章 附則

(設立時社員)

この法人の設立時社員の氏名及び住所は以下のとおりとする。

- ・ [redacted] 内藤頼誼
- ・ [redacted] 大井昭彦
- ・ [redacted] 葛城茂敬
- ・ [redacted] 耀 英一
- ・ [redacted] 三野祥彦

(設立時役員)

この法人の設立時役員は、以下の通りである。

- ・ 理事 内藤頼誼 大井昭彦 葛城茂敬 耀 英一 三野祥彦
- ・ 監事 杉本 惇

(最初の事業年度)

この法人の最初の事業年度は、法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

以上、一般社団法人学習院桜友会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

平成23年3月8日

設立時社員 内藤 頼 誼

設立時社員 大 井 昭 彦

設立時社員 葛 城 茂 敬

設立時社員 耀 英 一

設立時社員 三 野 祥 彦